

産業構造審議会 地域経済産業分科会
報告書（案）

～地域活性化の鍵は「地域の強み」、「連携」そして「人」～

平成19年12月12日

目 次

はじめに	1
1. 地域経済をめぐる現状と課題	2
2. 地域2法の制定と活用状況	3
(1) 企業立地促進法	3
(2) 中小企業地域資源活用促進法	6
3. 農商工連携の促進	9
4. コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの振興	15
5. 地域イノベーション創出	17
6. 地域活性化の観点からの近代化産業遺産の保存・活用施策の推進について	19
結 語	21

はじめに

我が国経済は、引き続き、息の長い回復過程にあると考えられるものの、業種や企業規模によって景況感にはばらつきが見られる。地域毎の景況感についても、全体としては回復傾向にあるものの、地域毎の産業構成の相違等の構造的な要因を背景としたばらつきが見られ、地域間の格差の問題が生じている。さらに、昨今は、サブプライム問題に端を発した世界景気の減速懸念、原油高といった我が国経済全体に影響を及ぼす不安要因も顕在化しつつある。

かかる状況の中、我が国経済が堅調な成長を続け、国民がその成果を広く実感できるようにしていくためには、地域毎の経済の実情に応じた、きめ細かな地域活性化への取組が必要である。本年9月に発足した福田内閣においても、地方経済の再生は最重要政策課題の1つとなっている。このため、政府においても、地域活性化統合本部を設置して緊急プランをとりまとめ、11月末に「地方再生戦略」¹として発表したところである。

また、経済産業省においても、農商工連携、企業立地及び地域資源を活用した事業化の促進、地域イノベーションの創出等、地方再生戦略に盛り込むべき施策を「地方経済再生のための緊急プログラム」²として取りまとめて公表している。中でも、農商工連携については、農林水産省と密接かつ有機的な連携の下、総合的な取組を進めることとしている。

産業構造審議会地域経済産業分科会では、本年1月に取りまとめた報告書において提言した施策について実施状況のフォローアップを行うとともに、地域間格差の現状を踏まえた更なる地域活性化策について検討を行うことを目的として、平成19年10月から12月にかけて審議を行った。本報告書は、その審議結果をとりまとめたものである。本報告書を踏まえ、地域の実情を踏まえた施策の更なる充実が行われ、地域経済の自立的な発展基盤の強化につながることを期待される。

12/11/2007_____

¹ 参考資料1を参照。

² 参考資料2を参照。

1. 地域経済をめぐる現状と課題

(1) 地域経済の現状

我が国経済は、平成14年1月に景気の底打ちをして以降、全般として、引き続き回復基調にある。企業収益は改善しており、設備投資についても基調として増加している。雇用情勢は、厳しさが残るものの、着実に改善しており、個人消費は概ね横ばい、輸出は緩やかに増加し、生産は持ち直している。先行きについても、本年7月のサブプライム住宅ローン問題に端を発した米国における金融不安と米国経済の下振れ懸念による不透明感は見られるものの、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。ただし、中国等アジアを中心とした世界的な石油需要増と米国などの精製設備の老朽化等による供給力の低下等による足下の原油価格の高水準での推移とこれを材料視した投資・投機的資金の流入による更なる原油価格の上昇については、中小企業の収益に与える影響等を中心として注視するとともに、適切に対策を講じていく必要がある。また、本年6月の改正建築基準法の施行により、新築住宅などの着工の大幅減少やこれを受けての建築向け鋼材の減産やセメント、サッシ、板ガラスの出荷の減少も見られ、この点についても今後注視が必要である。

また、地域間の景況感のばらつきも依然として大きい状況にある³。こうしたばらつきは、一過性のものではなく、地域毎の産業構造の差といった構造的な要因によって生じているものと考えられる。例えば、雇用状況を見ても、輸出関連産業が多く立地する地方では、有効求人倍率が1倍を大きく超える地域が見られる一方、1次産業比率が高い地方では有効求人倍率の数字も低水準となっている。また、同一都道府県内においても、県庁所在地等の地方都市とそれ以外の地域では、景況感に格差が存在している。

工場立地の動向⁴についても、引き続き増加傾向にあり、小規模中小企業の立地が増加するなど緩やかではあるが景気回復の裾野の拡がりが見受けられる。しかしながら、工場立地の動向については、関東内陸、南東北等で立地件数が大きく増加した一方で、山陰や南九州で減少するなど、地域間のばらつきが見られる状況にある。

(2) 地域経済を巡る課題

平成17年の国勢調査で明らかになったとおり、我が国は既に人口減少時代に突入しているが、その影響は特に地方においてより深刻なものとなりつつある。特に中山間地域や離島においては、過疎化によって共同体としての機能を維持出来なくなった、いわゆる「限界集落」の数が増加している。

また、地域がおかれた状況は様々であり、きめ細かな対策が求められている。特に、地理的制約等により輸出産業のような大規模な企業立地が期待出来ない地域や、地域資源が十分に活用されていない地域に対しては、地域の基幹産業である農林水産業やその関連産業の活性化を進めることによって、地域の自立的な発展基盤を構築することが急務となっている。

12/11/2007

³ 参考資料3を参照。

⁴ 参考資料4を参照。

2. 地域2法の制定と活用状況

少子高齢化の進展、社会経済のポグダーレス化、情報化の進展、国の財政制約の高まりなどの経済社会の構造的な変化が急速に進む中、これまで我が国を支えてきた経済社会システムは、大幅な変化を余儀なくされている。このような状況下において、地域経済の活性化を図り、持続的な成長を維持するためには、安易な財政支出に依存することなく、地域独自の主体的な取り組みが自律的に行われる基盤を確立することが喫緊の課題である。本年1月にとりまとめた当分科会報告書「地域活性化総合プランの実行に向けて」においては、地域経済に所得と雇用をもたらす仕組みとして、企業立地促進法と地域資源活用促進法という地域2法の制定について提言を行った。現時点における地域2法の活用状況は、以下とおりである。

(1) 企業立地促進法

(ア) 企業立地促進法の施行状況

企業立地促進法は、地域が主体的に地域の強みを活かしたグランドデザインを描き、これを地域の企業立地マニフェストといえる基本計画としてコミットメントを行い、国が支援することを通じて地域産業の活性化を図る仕組みとして立案され、本年6月11日に施行された。国の基本方針は、6月12日に本分科会における審議を経た上で、6月25日に制定された。これまで、7月30日に行われた10県12基本計画に対する第一号同意を皮切りとして、11月末までに23道府県で40の基本計画が国の同意を受けている⁵。これらの基本計画では、新たに約2,800件の企業立地により、約10万人の新規雇用、製造出荷額又は売上高約5兆7000億円の増加を見込んでいる。また、同意を受けた基本計画で指定した区域への企業立地など、具体的な成果も見えつつある。例えば、秋田県由利本庄市にはTDK(株)や(株)東北フジクラ、岩手県久慈市には(株)北日本造船、大阪府堺市にはシャープ(株)が立地を表明するといった動きが見られる。

現在も多くの地域で基本計画の策定に向けた検討が進められており、今年度内には約100件の基本計画策定が見込まれている。

(イ) 企業立地促進のための国の支援

地域の取り組みを支援するため、国においても企業立地促進に関する関係6省の連絡会議が設置され、地域ブロックレベルでも関係省の連携体制が構築されている。こうした体制によって、農地転用の迅速化や産業集積の形成に必要なインフラ整備など、関係省が連携して地域の取り組みを総合的に支援することとしている。さらに、企業立地に伴う設備投資促進税制、工場立地法の緑地規制に対する特例措置、企業立地に当たり地方税(不動産取得税、固定資産税)の減免を行った自治体に対する地方交付税による減収補てん措置等を講じている。また、本年6月には、企業立地支援センター⁶が設置され、全国10地域ブロック毎に、立地手続等に関するワンストップサービスを提供している。その他、貸し工場や貸し事業場等の共用施設の整備、地域格差の状況を踏まえた、地域の企業誘致活動や人材育成に対する財政的な支援措置を講じている。既に、これらの支援措置を活用した地域の具体的な取組が進められており、例えば、岩手県北上川流域地域では本支援措置を

12/11/2007

⁵ 参考資料5を参照。

⁶ 参考資料6を参照。

企業立地促進に向けた取組みについて

鈴木 直道 委員

企業立地支援センターの立ち上げ

今年の6月に企業立地促進法が施行され、地域の企業立地に対する取組や地域に進出しようとする企業をバックアップする仕組みとして企業立地支援センターが設立されました。この事業は(財)日本立地センターと(独)中小企業基盤整備機構が共同で経済産業省から受託して実施しています。企業立地は、地域の自立のために必死に企業立地を進めようとする地方自治体と最適な立地場所を探す企業が主役でありまして、脇役として双方をサポートするのが企業立地支援センターの役割です。企業立地支援センターでは、全国10地域ブロック毎に企業立地の専門家を配置しております。ゼネコン、商社、銀行、電力会社、旧地域公団、建築士、シンクタンク等、様々なバックグラウンドの専門家によって、広範囲な分野の問題にワンストップで対応できるような体制に心がけています。

これまでの活動状況

スタートして5ヶ月経ちましたが、これまで約500件の相談がありました。内訳をみると、企業では中堅・中小企業、自治体では市町村の方々からの相談が多いです。近年の工場立地動向を見ると、面積の伸び率より件数の伸びが上回っております。これは中堅・中小企業が地方展開を始めたということですが、中堅・中小企業は情報や立地の経験が少なく、アドバイスが必要ということが言えます。

また、自治体に関しては、市町村合併が進み、現在の企業誘致の主役は市町村となっておりますが、市町村は企業誘致の経験がまだないところも多く、アドバイスを必要としているのです。つまり近年の企業及び自治体の立地に関する動向から見ても、企業立地支援センターによるバックアップ体制がタイムリーに強化されたと考えています。

今後の取組に向けて

相談内容は多岐にわたりますが、一番問題になるのは、やはり従来から言われているようないろいろな規制です。農地法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法や環境アセスメント等々、それぞれ目的をもった規制でして、それらをどうクリアしていくか、そのためのサポートを適切に行っていくことが企業立地支援センターの重要な役割の一つです。

これらの規制については、各地域で関係省庁の方が一同に集まり、いろいろな問題について協議をする地域ブロック会議というのが既にできています。企業は近年、立地に際してスピードを非常に重視しております。すぐに対応しなければ、他地域、場合によっては外国へ行ってしまいます。できないことはやむを得ませんが、可能性があるものは、スピーディーに解決することが非常に重要です。企業立地支援センターも地域ブロック会議と連携して、様々な問題の解決を支援していきたいと思っております。

企業立地促進は、地域活性化の鍵を握る課題です。まだスタートしたばかりですが、企業誘致をする自治体と立地をする企業のサポートを通じて、地方の活性化に貢献していきたいと思っております。

活用し、自動車・半導体・産業機械関連産業の大型化・精密化・高機能化する部品の提供、ITを活用した製品開発・生産体制の構築などに対応できる人材の育成に取り組んでいる。

企業立地が国際競争に晒されている時代にあつて、我が国の立地の国際競争力を高めるためには、自治体におけるワンストップサービス、手続きの迅速化、立地後のフォローアップ等の体制整備を行うことが必要である。各地域における取り組みを測るための指標として、本年3月に企業立地満足度調査⁷が実施された。本調査は、各都道府県内に立地している事業所に対して、自治体に対する満足度をアンケート調査方式でまとめたものである。調査結果については、各都道府県にフィードバックを行い、企業サポート体制の参考情報として活用されている。本調査は毎年継続的に実施し、地域における取り組みのベンチマークとして定着することが望まれる。また、本年11～12月には、アジアに進出している日本企業を対象としたアジア企業立地満足度調査が実施される予定となっており、周辺アジア諸国の状況も踏まえた取り組みが進められることが期待される。

(ウ) 企業立地円滑化のための工場立地法の見直し

工場立地法は、工場立地が環境との調和を図りつつ適切に行われるよう、環境負荷抑制の観点から、工場の生産施設面積割合の上限を業種区分に応じて制限するとともに、工場周辺の住環境との調和を図る観点から、工場敷地内に緑地面積を20%以上確保することを義務付けている。しかしながら、法制定から30年以上が経過して時代環境が変化するとともに、企業立地円滑化の観点から規制緩和を求める意見、要望が出されるようになった。こうした要請を踏まえて、企業立地促進法においては、同意基本計画を有する市町村が、工場周辺の住環境の状況等に応じて、条例で緑地面積率及び環境施設面積率を柔軟に設定することができる措置が講じられている。

企業立地促進法に基づく措置に加えて、既存工場が、生産施設の更新にあたって工場敷地内に規制を達成するに足る面積の緑地を確保できない場合に、工場の敷地外の代替緑地を考慮して欲しいといった要望が寄せられている。本分科会の下に設置されている工業立地法検討小委員会においては、昨年3月から今後の工業立地法のあり方について検討を行い、現在、報告書案をパブリックコメントに付している⁸。この報告書案の中では、生産施設面積規制については撤廃することが適当であるが、工場立地法自体の廃止や役割の見直しについては、今後されに議論を深めていくことが必要と指摘している。また、当面、工場敷地外に整備された緑地・環境施設の扱い、立体的に見て緑の量が十分に確保されている工場の扱い、業種ごとの生産施設面積率区分の見直しについて手当を行うことが適当であるとの指摘を行っている。

工業立地法の規制を含め、国は企業立地円滑化の観点から制度の見直しを不断に行いつつ、適切な対応策を講じていくことが求められる。

12/11/2007_____

⁷ 参考資料7を参照。

⁸ 参考資料8を参照。

(2) 中小企業地域資源活用促進法

(ア) 中小企業地域資源活用促進法の施行状況

中小企業地域資源活用促進法は、地域経済がそれぞれの地域の「強み」を活かして自律的・内発的な発展を行うための枠組みとして制定された。地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用し、新商品、新サービスの開発や市場化に取り組む中小企業を支援することで、地域経済の活性化を図ることを目的として本年6月29日より施行された。

同法においては、国が策定した「基本方針」に基づき、都道府県が都道府県内の地域産業資源を指定する「基本構想」を作成し、国が認定することとなっている。これにより指定された地域産業資源を活用して、中小企業が具体的な事業計画を作成し、国の認定を受けることで、試作品開発や展示会出展に係る費用の補助や、政府系金融機関による低利融資、設備投資に対する減税などの支援措置が講じられる枠組みとなっている。

本法が施行され、本年7月13日に基本方針が定められ、これに基づき47都道府県が基本構想を作成し、8月31日に全国で8,354の地域産業資源が指定された。これを受けて、中小企業等が地域産業資源を活用した事業計画を作成し、10月16日に全国で153件の事業計画を第1号案件として認定、11月30日現在では163件の事業計画が認定されている⁹。

(イ) 地域資源活用促進のための国の支援

このような地域資源を活用した取組が全国各地の中小企業に行き渡るようにするために、平成19年度より、同法を中心とした「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、中小企業が地域資源を活用して行う新商品等の開発・事業化に対する支援や、地域全体で地域資源を掘り起こしたりブランド化を進める取組、販路開拓や資金面による支援を実施している。具体的には、全国10ヵ所の各地域ブロックごとに、マーケティングやブランド戦略の専門家が常駐するハンズオン支援事務局を設置し、事業計画の作成から販路開拓まで、事業段階に応じたきめ細かな支援をしている。さらに、49の都道府県推進窓口を設け、地域資源を活用した取組の掘り起こしを行う。その他にも中小企業と対等な立場で相互利益を目指す観点から、大都市圏の大企業等に、中小企業のマーケティングや販路開拓を協働で行う「地域資源パートナー」になってもらい中小企業の販路開拓支援を行う。資金面による支援では5年間で2000億円程度の資金枠を確保した「地域中小企業応援ファンド」(甘利ファンド)を創設。本ファンドでは、都道府県や地域金融機関などと一体となって、地域中小企業の成長段階に応じ、地域の知恵と工夫を活かし、地域へのリスクマネーの供給などを通じて、新事業の「種」や「芽」を支援する。

このような支援体制の下、5年間で1,000の新事業を創出することを目指し、地域経済の活性化への取り組みが進められることが期待される。

12/11/2007

⁹ 参考資料9を参照。

農商工の展望～農業と情報技術の融合～

門脇 武一 委員

地域の中で新しい経済をどう成立させるか

食料や環境に関する国際的な課題、健康等の食に対する需要動向の変化、地域の農業を取り巻く高齢化・担い手不足、耕作放棄地の増加など、地域に多くの問題が顕在化する中で、これを解決するべく新しい枠組みを構築するため、北海道北見市に農業生産法人を設立しました。単純にあるものを結合させるだけでは何らイノベーションにつながらないため、1つの地域戦略として、畑から人の口に入るまでのプロセス全体を「ものづくり」として捉えることをコンセプトにしました。

地域産業コミュニティの形成には農家の経験・知識の伝承が必要ですが、そうした生産現場における「勘と経験」をシステム化し、雇用を創出していくという発想があります。また、畑で農作物を作るだけでは産業として自立できませんので、ITを活用して自らの流通システムとして農業試験場、北見工大等のメンバーも含めたフードクラスターを形成しています。さらに、点在する生産プロセスをそれぞれ連携させて、それぞれの経営資源を有機的に結びつけて、あたかも一つの「ものづくり」の企業体の仕組みを開発しました。そして、生産プロセス管理、安心・安全な農作物生産、食品のブランド作りを進めており、このシステムをイソップコリドールと称しています。

精密農業の社会経済効果

「勘と経験の農業」から「科学的農業」への転換を図って、魅力ある産業に生まれ変わり、後継者が農業をやりたいと思うことを最終目的にしています。一農家の力だけでなく、関係者を繋げることで地域としてのエネルギーを発揮できる精密農業は、安心・安全の確保、環境保全、雇用確保に寄与するほか、国際化に対峙できるようになるほど、大きな可能性を秘めていると思います。

農工連携による地域経済の展望

国で言えば農林水産省と経済産業省という縦割りがあります。私も縦割りの弊害を色々と経験しています。ただし、農業生産法人は会社であるため、経済産業省の支援も可能です。地域経済の活性化に向けて、農業生産法人にフォーカスを当てるようなシナリオも必要と思います。

最後に、農商工連携は、生産性の向上、品質の向上、そして流通システムまで変えるほど大きなスケールの取組であり、時間と人材が必要です。やる気あるプレイヤーをサポートするような仕掛けが必要かと思います。

農林水産物を活用した農商工連携による地域活性化に向けて

中西 重康 委員

鳥取県の状況

鳥取県は、人口が60万人、事業所数が全国47位、有効求人倍率も0.7%台をいったりきたりということで、数値的には全国の底位にあり、経済的には地域間格差の真ただ中といった状況です。

しかし、鳥取県は豊かな自然ときれいな空気と水、そして何よりも率直な人柄と人情、暮らし良さもいっぱい持ち合わせており、現在、地域間格差是正に向け大都市優先の発展ではなく、国策として、企業として産業の地方分散を進めていただくよう、平井知事を中心に国や大手企業に働きかけるなど、日々奮闘し一生懸命に取り組んでおります。

具体的な取組

鳥取県商工会連合会の独自の取組としては、特産品のマツバガニ、砂丘ラッキョウ、二十世紀梨、北条ワイン、ホンモロコ、鳥取和牛、大山地鶏等々を原材料とする加工食品について41企業、56品目を「とっとり自慢認証商品」として認証し、販路支援・拡大に鋭意努力しているところです。

小規模事業者新事業全国展開事業を活用した鳥取ブランド推進プロジェクトとしまして、平成18年度には「食と文化の宝石箱」ということで、鳥取県が誇る地域資源である砂丘と大山を核とした食材の開発、平成19年度には「食と健康のコラボレーション」ということで、自然豊かな鳥取県の食材をフル活用して安心、安全、そして健康をテーマに新商品の開発に努めております。加えて、首都圏セールスプロモーション開催といった全国マーケットを目指した販路拡大に取り組んでいるところであり、県を中心に都市圏へのアンテナショップ設置の検討も進めています。

また、因州和紙、智頭杉を活用し事業展開している、2社が経済産業省より中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源事業計画の認定をいただきました。

更に、因州和紙・智頭杉・金属加工など鳥取県東部（因幡地方）の地域資源を活用して、JAPANブランド確立支援事業により「INABAブランド」と銘打って、世界に通用するインテリアブランドとして、「仕切り」をテーマとした日本の伝統美、和空間の提案をしようと、新商品開発プロジェクトも進めております。

各分野（農商工）との連携

これらの取組にいたしましても、商品開発、生産、流通、販路拡大を成功に導くには各分野の密なる連携は当然考えられますし、食材にしましても、その生産と収穫、加工技術、流通商品化、デザイン、ブランド化、販売拡大フォロー、それぞれの分野をつなぎ合わせる連携によってさまざまな方向に転じる可能性があります。そのプロセスに、また事業化、創業化、新たなビジネスチャンスの可能性もあろうかと期待しています

鳥取県でも経済団体・高等教育機関・金融機関・行政機関が連携して、その取り組みに具体性を持たせるために、事業化のシーズを探し、異業種交流による新事業・新商品開発きっかけづくり、新たなビジネスチャンスに繋げようと「さがそう！みつけよう！事業化の種」をテーマに去る10月24日に「産学官連携フェスティバル2007」を開催したところであります。

3. 農商工連携の促進

地域経済の格差が拡大している中で、地域の経済は、日本の企業の99%を占める中小企業や地方を生産の基盤とする農林水産業が支えている。このような観点から、都市と地方の格差に対応し、地域経済の活性化を図るためには、中小企業や農林水産業の活性化に取り組むことが必要である。

我が国の農林水産業は、高齢化の進展や耕作放棄地の拡大等の厳しい状況も見られるものの、他方で、輸出で成功しているケースもあり、成長のポテンシャルを持つ産業である。この成長の可能性を引き出すため、我が国の商工業の有する世界最先端の技術やノウハウを活用することが効果的である。一方、中小企業者の観点から見れば、農林水産業の経営資源を地域の強みとして活用することは、ビジネスチャンスの拡大や新商品・新事業展開の広がりも期待される。このように農林水産業と商工業との連携を加速することで、農林水産業や中小企業の経営が強化され、地域経済に雇用と所得をもたらすことが期待される。

農林水産業者は優れた品質の農林水産物を作ることは長けているが、市場の消費者の視点が欠けていることがあり、品質の高い物でも、あまり購入されていない場合がある。このため、消費者のニーズがわかっているマーケティングの専門家にアドバイスを受けたリ、消費者と直に接する企業と連携したりすることで、農林漁業者にも市場からの観点を導入することが重要である。実際に、農林水産業者と商社や小売業者との連携による販路拡大に向けた事業活動が多く見られる。

また、農林水産業の生産性を著しく向上させるような装置の開発、さらには農林水産物を活用した斬新なアイデア商品の開発といった取組も行われている。例えば、農業生産法人(株)イソップアグリシステムにおいては、ITメーカーとの連携により、ITを駆使した生産管理・営農マネジメント・フードクラスター形成という新しいビジネスモデルを構築し、「安心・安全・健康」をキーワードにした地域循環型の環境保全農業を確立した。また、宮崎県の農家経営支援センターでは、ITシステム導入して、個別農家の収支分析を行って中小農家に経営指導を実施した結果、5年間で627戸のうち407戸の農家で25億円の負債が減少させるという効果を上げている。

こうした取組は、優れたアイデアと経験を有する商工業者が農林水産業者と連携することにより、両者の有する経営資源を相互に補完し、新商品、新サービス又は販路開拓といった新たな事業活動を実現したものである。このような地域に根ざした農林水産業と商工業等の産業間での有機的な連携（農商工連携）は、地域の雇用創出や新たな事業展開による所得向上等につながるとともに、地域経済の活性化に大きく貢献するものであるため、強力に推進していく必要がある。

このため、経済産業省と農林水産省は、農商工連携の促進による地域経済の活性化の取組を推進するために、11月30日に共同で「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（『農商工連携』）促進等による地域経済活性化のための取組について」¹⁰という政策パッケージを公表した。本政策パッケージでは、施策の相互活用や集中的実施、共同キャンペーンの実施を行うこととしており、共同キャンペーンに関しては、経済産業省では「ニッポン・サイコー！キャンペーン」、農林水産省では「まるごと食べようニッポンプラン

12/11/2007

¹⁰ 参考資料10を参照。

あおもり農工ベストミックス新産業創出構想の取組について

三村 申吾 委員

(代理 青森県商工労働部長 小林 正基 氏)

農業に商工の視点を

農業は後継者不足、耕作放棄地の増加などいろんな課題がありますが、商工サイドの視点から新たなビジネスチャンスが生まれるのではないかとというのが発想の基本でした。また、公共事業の減少により建設業の廃業が相次いでいますが、建設業の従業員には農業者が多く、農業に対するノウハウを持っていることから、建設業の農業参入という取り組みが生まれました。このように、商工サイドと農林、県土整備サイドが連携しながら青森県全体として地域活性化への取り組みを進めています。

「生産、加工、販売」の3プロジェクト

「あおもり農工ベストミックス新産業創出構想」では以下の3つのプロジェクトがあります。一つ目は「新生産システム・グリーンエネルギー活用型生産プロジェクト」という新エネルギーの活用や野菜工場の実証など工業的な視点を持った新しい生産システムの構築です。一例として、千葉大学との連携で「野菜テラス」という密封型の小さな野菜工場です。トマトの苗やハーブなど単価の高い野菜を栽培する実証をしており、建設業者8社が栽培から販路開拓に取り組んでいます。

二つ目は加工です。「グリーンフード&テクノロジープロジェクト」では、りんごの剪定枝を培地にした鹿角霊芝(キノコ的一种)を粉末等にして製菓会社に供給しています。りんごのポリフェノールが鹿角霊芝に多量に吸収され、付加価値が高くなった事例で、弘前大学との共同研究の成果です。将来的にはカプセル、ドリンクというものに商品化していきたいとさらに研究を進めています。

三つ目は販売の「戦略的流通・販売システム活用プロジェクト」です。これまでの農協からの出荷だと生産者は消費者のニーズが全然分かりません。そこで、食産業や流通産業と密接に連携した新事業の展開やWeb市場の活用などに取り組んでいます。商社や外食産業に売り込み、知事も宮崎県の東国原知事に負けなくらい、毎週のように農林水産物、加工品を売り歩くために全国を飛び回っています。

「青森県は頑張っている」という発信を

植物工場の定義がはっきりしていないゆえに信用保証協会の保証が受けられないなど、中小企業者が農業参入する際の資金調達がネックになっています。植物工場は一次産業と二次産業の際のところ、「一・五次」のあたりになると考えています。国の補助金を利用しにくかったり、県の農林水産サイドに相談に行かれて商工サイドに情報が入ってこなかったりなど、うまく連携が図られていないということが悩みです。

このようなプロジェクトを掲げながら、工業団地を準工業地域に都市計画変更して、植物工場を持っている食料品製造業をはじめ、いろいろな企業に誘致活動を行っています。「青森県は頑張っている」ということをどんどん全国に発信して県内外の活性化を誘導していきたいと考えています。

ド！」と銘打って、現場訪問、店頭販売、小売業界や生産団体との懇談会などを実施しているところである。さらに、法制度面の検討を行う方針が示されており、検討に際しては、農林水産業者と商工業者の連携による新たな事業活動を軌道に載せるためには、設備投資、人材の増強、共同研究等の多大な資金ニーズの発生が予想されるため、金融面の支援措置等の充実を図る必要がある。また、農商工連携を促進する上での課題の一つに、農林水産業者と商工業者との出会いの機会が少ないという問題がある。そのため、両者のコーディネートやビジネスマッチングを行う人材や機関の活動支援及び育成を進めていく必要がある。さらに、食品加工業や木材・木製品製造業等の農林水産業関連の企業立地円滑化を図ることは、農林水産業の発展にとっても有益である。こうした観点からは、上記2（1）でみた企業立地促進施策に関しても、一層の充実を図ることが必要である¹¹。

12/11/2007_____

¹¹ 参考資料11を参照。

農商工の連携～ITの農業分野への導入～について

八木 隆 委員

強い農業の実現にはIT導入による現場の見える化が効果的

地域の活性化のためには、地域の主力産業の一つである、「農業」の強化、即ち「強い農業」の実現が重要な要素であると考えています。強い農業とは、新しい価値を生み出し、継続的に発展・成長していく農業を意味します。また、これらが実現されれば産業としての魅力が高まり、担い手となるべき人が集まってくるという効果も期待できます。こうした強い農業の実現には、これまで経験や勘に頼っていた作業・プロセスを変革するため、現場の見える化を行う必要があります。この現場の見える化およびプロセスの変革には、農業分野へのITの導入が非常に効果的であると考えています。

できた農産物の販売から売れる農産物の生産へ

ITの農業分野への導入によって期待される効果として、「農業の持続的発展の支援」と「新しい付加価値創造の支援」の2つがあります。「農業の持続的発展の支援」とは、人手に頼っていた作業を自動化・省力化すること、経営体質の更なる健全化を支援することなどを意味します。「新しい付加価値創造の支援」とは、新しい生産工程、流通、販売の見える化の支援、ノウハウの共有等による次世代生産者支援、できた農産物の販売から売れる農産物の生産への転換を支援することなどを意味します。

これらの支援により、強い農業を実現し、地域の活性化につなげることができると考えています。

個別農家とJA・農業生産法人との連携

ITはあらゆる産業において活用されていますが、180万戸とも言われる個別農家に限れば、なかなか導入が進んでいないというのが現状です。そこで、8千社と言われる農業生産法人や8百団体のJAが、このIT導入促進について重要な役割を果たせるものと考えています。例えば、宮崎県の農家経営支援センターでは、ITシステムを導入して、個別農家の収支分析を行って中小農家に経営指導を実施した結果、5年間で指導を行った627戸のうち407戸の農家で合計25億円の負債を減少させることができました。ITを導入することにより、こうした個別農家とJA・農業生産法人のWIN-WINの関係が実現し、魅力ある農業へとつながっていくと考えています。

求められる省庁横断的なIT導入促進支援

既に先進的なJAや農業生産法人ではITを導入し、質の高い農産物の生産や経営の改善を達成した事例もありますが、より一層の農業分野へのIT導入促進のためには、政府の支援が期待されます。具体的には農業以外の産業のノウハウ（経営管理、流通等）を共有できる仕組みの構築、ITの農業分野への導入を促進するための省庁横断的な体制の構築、IT導入支援などです。

先に述べた、個別農家や農業生産法人・JAのWIN-WINの関係と同時に、政府においてもこのような取組に対する支援施策を練ることにより、強い農業が実現し、地域活性化への貢献につながるのではと考えています。

4. コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの振興

少子高齢化の進展、人口の都市部への集中、ライフスタイルの変化等に伴い、高齢者・障害者の介護・福祉、共働き実現、青少年・生涯教育、まちづくり・まちおこし、環境保護等、様々な社会的課題が顕在化しつつある。従来、こうした社会的課題は、公的セクター（行政）によって、対応が図られてきた。しかしながら、社会的課題が増加し、質的にも多様化・困難化していることを踏まえると、それら課題の全てを行政が解決することは、難しい状況にある。こうした社会的課題を解決する行政以外の担い手として、従来、ボランティア（慈善型NPO）といった主体が存在していた。近年、これに加え、地域のコミュニティが、地域の社会的課題を、ビジネスとして積極的に事業性を確保しつつ、自ら解決しようとする活動が見られつつある。さらには、それが地域内にとどまらず、地域を越えた活動としても活発化してきている。こうした活動は、ソーシャルビジネスと呼ばれており、地域にとどまらず地域を越えた社会的課題を、事業性を確保しながら解決するものとして期待されている。（ソーシャルビジネスの中で、特定の地域に根ざした社会的課題をビジネスとして解決する活動を特に、「コミュニティビジネス」と呼ばれる場合もある）。

ソーシャルビジネスは、社会的課題をボランティアとして取り組むのではなく、ビジネスの形で行うという新たな「働き方」を提供し、価値観が多様化・複雑化した社会の中で、自己実現の満足感や生きがいを与える活動である。すなわち、ソーシャルビジネスは、活動に取り組む人自身や活動の成果を受け取る人、更には、地域及び社会・経済全体に「元氣」を与える活動であるといえる。このようなソーシャルビジネスの活動は、現状ではまだ萌芽段階であるが、近い将来には、行政のスリム化・コスト削減を実現する担い手として、また、公的セクターと民間営利企業との間で、解決されぬまま放置されていた社会的課題を、ビジネスとして解決するという新たな産業、新たな雇用を創出する主体として、更には、それらを通じた地域及び社会・経済全体の活性化を担う主体として、その役割が大きく期待されている。

このように、ソーシャルビジネスは、社会性の観点からも、経済性の観点からも、大きなポテンシャルを有すると言われている。海外においても、例えば英国では、90年代からソーシャルビジネスに着目し、社会企業局を新設して戦略的に支援策を展開するなど、官民ともにソーシャルビジネスに対する意識は相当程度高まっている。しかしながら、我が国においては、一部に草分け的なソーシャルビジネスが事業活動を行っているものの、社会的な認知度は依然として低く、体系的な支援もされていない状況である。

このため、経済産業省においては、本年9月からソーシャルビジネス研究会¹²を開催し、我が国におけるソーシャルビジネスの現状、今後ソーシャルビジネスが自立的に発展していく上での課題、その解決策について検討を進めてきている。これまでの検討において、事業環境を取り巻く基礎的課題として、社会的な認知度を高める措置、ソーシャルビジネスの社会性の評価方法、ソーシャルビジネスの組織法制的あり方等が課題として指摘されている。また、ソーシャルビジネス支援策のあり方としては、事業規模や発展段階に応じた金融やコンサルティング支援の必要性、中間支援団体や人材の育成、ソーシャルビジネス支援のための官民のネットワークの必要性、地方自治体との連携等の課題が指摘されている。今後、こうした課題を克服しながらソーシャルビジネスの振興を図り、地域

12/11/2007

¹² 参考資料12を参照。

及び社会・経済全体の活性化が図られることが期待される。

地域に生まれ、地域愛を持って挑戦できる環境の整備

NPO法人エティック 代表理事 宮城 治男

事業統括ディレクター 山内 幸治

生態系コミュニティを通じた社会起業家の輩出

現代社会では、新しい生きがいや働きがい、新しいチャレンジを生み出していく最も重要な源泉となってくるのが、人と人との繋がりや、信頼という、ある種、目に見えない、見えにくいソーシャルキャピタル（社会関係資本）と言われるようなものです。

「チャレンジ・コミュニティ創成プロジェクト」では、1人の起業家を育てる、1人の社会起業家を育てるのではなくて、社会起業家が育ちやすいコミュニティをいかに作るかということ不可欠であると認識し、起業家が育ちやすい環境、リーダーシップというものが生まれやすい環境、その基盤となるコミュニティをいかに作っていくかということで、この社会起業家が生まれる生態系コミュニティを日本全国に広げていこうと取り組んできました。

このプロジェクトは、地域の可能性にあらためて目を向ける契機にもなりました。地域の具体的な課題やニーズと現場で真剣に向き合っているからこそリアリティーある事業が生まれていく。そして人の顔が見える関係から生まれる様々な絆や、活性化への期待、若者の挑戦への期待など、「ソーシャルキャピタル」といえる関係性は地域にいくほど強く、従って、地域を背景としたほうが挑戦しやすい、挑戦する理由がある、また挑戦を支える理由がある、という「優位性」も強く実感するようになりました。

コミュニティビジネスのノウハウの地域への展開

社会起業家に対するニーズは非常に高まってきているといえます。これまでの「チャレンジ・コミュニティ創成プロジェクト」の活動では若者が地域の事業の現場、改革の現場に入り込むインターンシップの取組みを中心に、ソーシャルキャピタルを耕し、予備軍を育てていくという地域の基盤作りに注力してきました。これからそれを創業支援も含め、地域の進化に向けて本格的に加速していくというフェーズに入ってきています。ETIC.のインターンシップのノウハウを全国各地に提供してきたように、ETIC.が得意としてきたソーシャルキャピタルを活用しての創業支援、あるいは創業支援基盤作りのノウハウを地域に展開していくことを考えています。ETIC.では特に次代に続く若者の挑戦支援に力を入れていますが、大事なことは、地域の中で本気で若者を応援したいと思っている経営者を巻き込み、一緒に取り組んでいくことです。地域に生まれる、地域愛を共有し合える関係作りが肝要となります。そうして、地域の本気の経営者の方々に次代を育む当事者意識を持って頂き、一緒に、若者たちが起業家的な挑戦をしていける状態をどうつくっていくかというところが今後の課題だと思っております。

子育てと仕事、そして自己実現に挑戦できる社会の形成

NPO法人フローレンス 代表理事 駒崎 弘樹

きっかけは新たなコミュニティの形成

私が小さいころ、熱を出した時に団地の3階下にいるおばさんが預かってくれて、母に代わって看病をしてくれました。このような体験を通じ、古きよき地域社会をそのまま再現することはできないにせよ、新しいつながり合いを創造することはできるのではないかと、新たなコミュニティを事業という形で作り出していけるのではないかとこの思いから、病児保育のコミュニティビジネスを始めました。

病児保育とは、子供がちょっと熱を出したというときに、お預かりするようなものです。子供が熱を出したときは、親は会社を休まなければいけないなど、女性（特に母親）の就業が阻害されています。ニーズ調査等でも病児保育に対するニーズは強いのですが、病児保育は経済的な自立が困難なため、市場が広がっていかないという状況でした。

ならばコミュニティビジネス、あるいはソーシャルベンチャーの形でこういった新しいモデルを作れないかというふうに始めたのが、「こどもレスキュー隊」という方々をネットワーク化し、地域のお医者さんや企業の方々の力を結集して病児保育問題に取り組む「こどもレスキューネット」という仕組みです。

コミュニティビジネスからソーシャルプロモーションへ

病児保育問題の解決を通じて、最終的には、子育てと仕事、そして自己実現のすべてにだれもが挑戦できるしなやかで、躍動的な社会というものをつくっていきたいと思っています。そのために、短期的には病児保育問題を解決する事業をしっかりとっていきたいと思っています。

ただし、現代社会では、病児保育が無くて困るという人が増え続けています。これは、社会的な構造の問題です。構造を変えなければ社会的問題は解決するということになりません。このため、私たちは中期的、長期的なアプローチをとろうとしています。中期的なアプローチは、子供が熱を出しても休めるなど、そういうことが当たり前になるような企業へのコンサルティング（ワーク・ライフ・バランス・コンサルティング）です。

そして、最後に長期的なアプローチは、社会の価値観や文化などを変えて、子供を育てながら働くということの後押ししたい。そのために、企業のプロモーションという手法を社会的な問題をプロモーションするために使っていきたい。つまり、ソーシャルプロモーションです。今まで病児保育を知らなかった方などがメディアを見て、認知していただける。病児保育の問題や両立可能な社会というビジョンなどを訴えていくということが、このコミュニティビジネス、ソーシャルベンチャーを運営する私どもの責務だと思い、長期的なアプローチとしてやらせていただいております。

このように短期、中期、長期のアプローチを通して、子育てと仕事と自己実現の全てに誰もが挑戦できる社会というものを作っていきたいというふうに思っております。

5. 地域イノベーション創出

我が国産業の国際競争力の強化と地域経済の活性化の観点から、平成 13 年度から産業クラスター計画に基づき、地域の企業・大学・公的研究機関等のネットワーク構築を支援し、新事業・新産業が次々と創出される“苗床”としての産業集積（産業クラスター）の形成を図ってきている。現在、約 10,700 社の中堅・中小企業及び約 290 の大学の参画（平成 19 年 7 月時点）を得て、全国で 18 のプロジェクトを展開している¹³。平成 13 年度から 17 年度の第 1 期では、産学官のネットワーク形成を目標として各種支援を実施した。平成 18 年度から開始した第 2 期計画においては、ネットワーク形成・高度化を引き続き支援するとともに、産業クラスター同士の連携など、支援組織の事業化・自立化に向けた支援を実施している。今後も、プロジェクトごとの進捗を踏まえつつ、第 2 期の自律的発展を目標とした取組みを強力に推進していくことが必要である。

他方で、以上のような“苗床”の成長を促す“肥料”として、地域の中堅・中小企業が大学や公設試験機関等と連携して行うハイリスクな実用化技術開発に対する支援を、地域新生コンソーシアム事業等を通じて行ってきた。平成 9 年度から 18 年度までの 10 年間で約 1,000 件のプロジェクトに対する支援を行い、15 年度までの 5 年間に終了したプロジェクトのうち約半数がこれまでに実用化、約 1/3 が事業化に至るという成果を挙げている¹⁴。

地域経済を担う中堅・中小企業にとっては、研究開発から事業化までに必要な様々な技術や人材等のリソースを全て自前で調達することは困難であることから、地域の研究機関による実効ある支援が重要な役割を担っている。しかしながら、これらの研究機関同士の連携は未だに不十分であり、地域の企業が抱える技術的課題に応える支援が十分に提供されていないとの指摘がある。予算や人材、設備等、地域における研究開発リソースの質的・量的な制約が中長期的な問題として今後次第に顕在化して来ることが懸念される中、限りある資源をより効率的に活用する観点から、各地域としての、或いは地域間の「選択と集中」のあり方を従来以上に関係者が真摯に議論していく必要が生じている。また、かかる議論を進める上で併せて解決が必要となる産学官の密接な連携や国立大学、自治体による地域経営の自由度を縛る地方財政再建法等の法制度面の問題も、早急に見直すことが必要である。

こうした観点から、まずは試験設備や人材等の相互活用やオープン化、企業向け技術支援のワンストップ化を行うことが必要である。大学や公設試等の研究機関同士が従来以上に緊密に連携・協働する体制を実現していくこと等により、地域企業のニーズに応えていくことが求められる。地域の産学官による実用化技術開発に関しても、事業化率の一層の向上を図りつつ引き続き国として強力に取り組んでいくことが重要である。

さらに中長期的な問題として、国や自治体が研究開発リソースの深刻な制約に直面するであろう今後を見据え、そうした中であっても地域が引き続き高い国際競争力を有し、自律的・内発的に経済発展出来るような環境整備のあり方について、例えば地域におけるより有効な事業化支援のあり方やイノベーション創出を担う専門人材育成の問題等を含めて、検討を進めることが必要である。

折から、11 月末の総合科学技術会議において、福田総理より科学技術による地域活性化について具体的な戦略作りの指示がなされるなど、地域再生のための処方箋としてのイノ

12/11/2007

¹³ 参考資料 1 3 を参照。

¹⁴ 参考資料 1 4 を参照。

ベ－ション支援措置の強化が喫緊の課題となっている¹⁵。こうした状況を踏まえても、地域イノベーションの抜本的強化に向けた具体的な施策と提言作りに早急に着手する必要がある。

12/11/2007_____

¹⁵ 参考資料 1 5 を参照。

6 . 地域活性化の観点からの近代化産業遺産の保存・活用施策の推進について

地域が様々な困難を克服し、その活性化を進めていくには、地域の人々が、困難を乗り越え他国に例を見ないスピードで我が国産業の近代化を達成した先人達の歩みである「過去」を知り、それを受け継ぐ「今」に自信を持ち、その自信を「未来に向かう活力」に繋げていくことが重要である。

各地には、先人達のこういった歩みをその遺構等の中に留める多くの近代化産業遺産があるが、このような近代化産業遺産の有する価値に改めて光が当てられ、地域の人々の間で普及や共有が進められていくことは、地域の活性化を推進していく上で重要な意味を持っている。

このようなことから、国においては、全国から優れた価値を有する近代化産業遺産を公募等により募集し、その価値の普及を図ることとされた。その際には、個々の遺産単体では伝わり難い近代化産業遺産の価値を効果的に普及する観点から、産業史・地域史のストーリーを軸に相互に関連する近代化産業遺産を整理・編集し、近代化産業遺産が産業史・地域史の上で果たした役割やそれが象徴する先人達の物語を明確にすることとされ、その結果、33の近代化産業遺産群が作成された¹⁶。また、この近代化産業遺産群を構成する個々の近代化産業遺産については、地域活性化に役立つものとして認定され、これを証するプレートも贈呈された¹⁷。

今後においては、これら近代化産業遺産群について、各種メディア等を活用した広報等を更に一層推進するとともに、地域の人々により、近代化産業遺産群のストーリーや構成遺産の充実がなされていくような仕組みについて検討がなされていくことが適当である。また、今回認定を行った近代化産業遺産を地域において自立的かつ持続的に保存していくことを可能にする観点から、近代化産業遺産を活用したビジネスモデルの構築についても、今後、検討が進められる必要がある。

12/11/2007

¹⁶ 参考資料16を参照。

¹⁷ 参考資料17を参照。

近代化産業遺産で知的バレーを

～ 桐生「無鄰館」における近代化産業遺産を活用した地域活性化の試み～

無鄰館館長 北川 紘一郎 氏

桐生における近代化産業遺産の活用

千年にわたり絹織物産業の伝統を培ってきた桐生には、かつて絹織物工場であった、特徴的な「ノコギリ屋根」を持つ近代化産業遺産が約230棟残されています。

これらは、デザイン性に優れた上質な布づくりを可能にしてきた地場繊維産業の底力とプライド、高い文化性・創作性といった桐生のDNAを常に大切に保って、後世に引き継いでいこうとする観点から、あるものは引き続き現役の繊維工場として、あるものは外見を残して、博物館やギャラリーに、更には、飲食店や美容室にと、様々な形で活用されています。

旧北川織物工場である「無鄰館」もそのような近代化産業遺産であり、その事業の一つとして「ノコギリ屋根」の建物の中、現在は、彫刻、油彩画、服飾デザイナー、ヴァイオリン製作、ハーブ講師、建築設計等9人のクリエイター達によりクリエイターズファクトリー（作家集団工場）の活動が行われています。

「無鄰館」と知的バレーの創出

感性の高いクリエイターからは、桐生のDNAの象徴とも言える「ノコギリ屋根」の建造物は、この中での創作・発想活動に大きなエネルギーを与えるものとの評価を得ていますが、「無鄰館」に見られるように、こういったクリエイター達が、次々と世界中から桐生に移住してきて集積が始まると（例えば、150棟の「ノコギリ屋根」に各5～6人のクリエイターが入って800人程度の集積が形成されると）、桐生は相当な知的バレーとなり、高度な文化産業力を有する「小さな世界都市」が形成され、桐生及びその周辺に魅力ある地域生活圏が構築されるようになることも不可能ではありません。

今後の課題

「無鄰館」の事業は、1999年から始まったもので、まだ日も浅く、引き続き、その充実を図っていく必要があります。今後、上述の「無鄰館」の事業を桐生の他の「ノコギリ屋根」に水平展開していこうとした場合には、こういった事業の実施により、これに活用される「ノコギリ屋根」の保存も自立的かつ持続的に可能になるようなビジネスモデルを明確に描いていく必要があります。

また、情報発信も重要です。こういった「無鄰館」の取組みについて、国内のみならず、海外のクリエイターなどへも積極的に情報発信を行っていく必要があります。

結 語 ~ 地域活性化の鍵は「地域の強み」、「連携」そして「人」 ~

以上みてきたとおり、地域活性化のために進めていかなければならない課題や施策は様々である。しかしながら、それぞれの課題に共通して指摘できることは、地域の強みを活かすこと、従来の枠にとらわれることなく連携を図ること、こうした活動の担い手となる人が決め手となることである。

昨年、本分科会における提言を踏まえて実行に移されている企業立地促進法においても、地域の強みを活かした地域のランドデザインを描くことが、効果的な企業立地を進めていく上で重要である。地域資源活用プログラムは、まさに地域の強みである地域資源を活用して、新商品開発や新事業を進めていく施策である。地域においては、自らの強みが自覚できないこともあることから、まず、地域の強みを再発見することから取組をはじめなければならない。

次に、地域の強みを活かして取組を進めていくためには、様々なネットワークを活用し、「連携」によって地域の強みが最大限発揮されるようにすることが重要である。例えば、我が国の農林水産業は、世界に誇る安心・安全で高品質な数多くの産品を産出している。こうした農林水産業の強みをより一層引き出すためには、我が国の商工業の有する世界最先端の技術やノウハウを活用した農商工連携を進めることが効果的である。また、地域の商工業にとっては、農林漁業との連携は新しいビジネスチャンスとなりうるものである。また、地域の近代産業遺産も、地域の強みのひとつであるが、それぞれの遺産を産業史・地域史に基づいてひとつのストーリーとして結びつけ、個々の遺産が産業史・地域史の上で果たした役割やそれが象徴する先人達の物語とつなげることによって価値をより一層高めることができる。

このように、地域の強みを再発見し、強みを最大限に引き出すための様々な連携を可能とするのは「人」の役割である。地域イノベーションの核となる産業クラスター政策は、地域の強みである企業や大学等の研究機関をつなぐ仕組みである。この連携を効果的に行えるかは、結節点となるクラスターマネージャーの力量に大きく左右される。地域に存在するニーズとシーズをつなげる仕掛けやマネジメント能力に、地域イノベーションが開花するかの成否がかかっている。ソーシャルビジネス振興においても、ソーシャルビジネスを担う人材、これを支援する人材をどの様に引き込み、育てるかが大きな課題である。特に、農商工連携のような新しい取組を進めていく上で、農林漁業と商工業をつなぐコーディネーターの果たすべき役割は大きい。

地域の置かれている状況は厳しく、また、燃料価格の高騰や景気の先行きに不透明感が見られる中で、地域活性化は最も大きな政策課題の一つである。地域の実情は一様でないことから、地域活性化の処方箋も一様ではない。それぞれの地域において、まず、地域の強みを再発見するところから再活性化の方途を追求することが必要である。そして、地域や既存の枠にとらわれることなく、つながりを求めていくことによって新しい道が開かれる。国としても、こうした地域の主体的な取組を尊重しながら、これを最大限支援するための支援策の充実に努めなければならない。

參考資料集

地方再生戦略の概要

基本理念

地域間の格差の問題が生じている中、地域が抱える課題も様々、地方の実情に応じ、生活者の暮らしの確保、交流人口の拡大、中小企業振興、農林水産業振興等に道筋をつける必要。
地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に立つことが重要。二地域居住、観光、体験交流など生き生きとした交流を 実現しながら、**国民全体がこの考え方を共有し、国の基本方針として明確化**することが必要。
 地方の活力の低下は、食料・水など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安全・安心な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などに繋がりがねない。
 人口減少時代に突入した我が国において、この地方の衰退を食い止めるための**道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続**することにより、福田内閣が目指す「希望と安心の国づくり」を実現。

地方再生5原則

- 「補完性」の原則
 地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国は集中的に支援。
- 「自立」の原則
 地域の資源や知恵を生かして、経済的・社会的自立に向けて頑張る計画を集中的に支援。
- 「共生」の原則
 地方と都市がヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援。
- 「総合性」の原則
 国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援。
- 「透明性」の原則
 支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時等の評価は、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施。

地方再生の総合的な推進

地域活性化関係4施策

- 都市再生
- 構造改革特区
- 地域再生
- 中心市街地活性化

地域活性化統合本部会合

地域活性化統合事務

窓口の一元化

- 【地域ブロック別担当参事官制】
- 北海道担当
 - 中部担当
 - 東北担当
 - 近畿担当
 - 北関東信越担当
 - 中国・四国担当
 - 南関東担当
 - 九州・沖縄担当

- 地域からの相談の一元的な対応
- 地域活性化応援隊派遣の調整・実施
- 地方の元気再生事業実施の調整

地域の代弁者として、省庁連携をリード

地方再生に対する政府の一体的支援

あらかじめメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め国が直接支援する「地方の元気再生事業」

省庁横断・施策横断による支援の例

- 「農工商連携」による地域経済活性化支援
- 子ども農山漁村交流プロジェクト等都市と農山漁村の共生・対流
- 広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援
- 頑張る地方応援プログラム
- ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子
- 観光圏整備促進事業 仮称 等観光立国推進
- 科学技術による地域の活性化
- 地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域住宅交付金、地域再生基金強化交付金等施策横断的交付金プログラム
- 道路、港湾、空港、ブロードバンドネットワーク等基盤となる交通・情報通信基盤等の整備
- 補助対象財産転用弾力化、補助金申請手続き簡素化

地域からの幅広い取組の例



19年度においては、雇用情勢の厳しい18道県を対象に、「平成19年度地方再生モデルプロジェクト」を実施。

地方の課題に応じた地方再生の取組

生活者の暮らし、産業、交流について一体的な施策策定。雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ(例えばソーシャルキャピタル)などの各課題についても体系化

地方都市 - 経済活性化により広域的な視点として地域全体を牽引

企業立地、中小企業振興等による地域経済の牽引

地域の強みを生かした企業立地の促進、地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品開発・市場開拓の促進、地域イノベーションの強化、コミュニティ・ビジネス振興、中小企業の生産性向上・企業再生、地域密着型金融の推進等

生活者にとって暮らしやすいまちづくり

賑わい拠点創出等中心市街地の活性化、地域医療確保、子育て環境の整備・介護サービス確保、安全・安心なまちづくり、住宅長寿命化等住生活安定化、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化、地域公共交通の活性化等

持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の推進

幹線交通・物流ネットワーク強化、二地域居住、観光・体験交流、農山漁村との交流促進、広域的な基盤強化・観光振興等

多様な主体によるまちづくりの促進と地域コミュニティの再生

その他、若者・高齢者・女性の雇用促進、中小企業の労働力確保、テレワークの普及促進、大学等が有する人的・知的資源の有効活用、地域コミュニティ再生等

農山漁村 - 農林水産業の再生と豊かな暮らしの実現

地域の基盤となる農林水産業等の再生 ~「新たなむらの再生」~

人材への直接支援による「新たなむらの再生」、「地域の宝」である農林水産物を活用し地産地消の推進を図る直売所等の整備を通じた産地づくり、農地の有効利用の促進、集落営農への参加支援をはじめ高齢者や小規模農家も安心して農業に取り組める環境づくり、品目横断的経営安定対策についての実態に即した見直し、「農工商連携」を通じた新商品開発・販売の支援、計画的な企業立地促進、森林整備・保全や森林資源の利活用への支援、新しい漁業経営安定対策の推進等

医療、生活交通等生活者の暮らしの確保

医療従事者・遠隔医療等地域医療確保、高齢者介護・育児支援対策、防災・国土保全機能維持、美しい森林づくり等自然環境保全、生活交通維持確保、携帯電話エリア整備等

地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携

若年、団塊世代等農山漁村への定住・滞在、二地域居住、観光・体験交流、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等ニューツーリズム普及、果樹・野菜、棚田オーナー制、小学生宿泊体験等

その他、新たな担い手、地域コミュニティの再生による次世代を担う人材の育成と新たなネットワークの形成、「祭り」「伝統文化」「景観」等保全・復活、高校等の有効活用等

基礎的条件的に厳しい集落 - 集落の生活機能の維持、国土保全、水源涵養等の面で最前線の機能

生活者の暮らしの維持確保

広域医療・遠隔医療等地域医療確保、高齢者介護・福祉の確保、生活交通維持確保、防災・国土保全機能維持、総合的な間伐の実施等美しい森林づくり等自然環境保全、携帯電話エリア整備等

担い手による地域の産業の再生

建設業等からの参入者や意欲のある地域の担い手を中心となった産業、暮らし、交流全般にわたる総合的なビジネス展開への支援、中山間地域直接支払制度による農業生産活動の継続の支援、林業就業意欲のある若者を育てる「緑の雇用」、鳥獣害防止等

域外との交流の維持・促進

二地域居住、観光・体験交流、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等ニューツーリズム普及、棚田オーナー制、小学生宿泊体験等

その他、廃校等の有効活用、地域コミュニティの維持・再生等

離島地域の再生

離島航路・航空の維持確保、情報格差の是正等

地方経済再生のための緊急プログラム

参考資料 2

地域産業の停滞、雇用・就業機会の減少、高齢化の進展等により、「都市と地方の格差」が顕在化。
地域経済の基盤である農林水産業及び中小企業を中心に、地域全体で、雇用・所得の確保の必要。
「農商工連携」の促進等の施策を集中的に実施。地域の主体の力を結集し、「自立」の基盤を整備。

．具体的施策

1．「農商工連携」の促進を通じた地域活性化

農林水産省と有機的に連携し、農林水産業と商工業の連携を促進するため、「農商工連携」の商品開発や販路開拓等を、法制度の検討含め総合的に支援

2．中小企業の生産性向上と再生

付加価値の創造、経営力の向上、事業環境の整備等によって、中小企業が生産性向上のための取組を加速化する(中小企業生産性向上プロジェクト)

3．企業立地の更なる促進

地域や事業者のニーズに関する分析を深め、魅力的な事業環境整備を行う地域の取組を税制や予算措置等により支援

4．ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの振興

地域の社会的課題をビジネスの手法を用いて解決し、雇用創出を行うコミュニティ・ビジネスの振興のため、中間支援機関の人材育成等を実施

5．ITを活用した地域活性化

地域産品のネット販売支援、財務会計整備等ITによる経営力向上 等

6．地域イノベーション協創プログラム

地域発のイノベーション促進のため、産学官連携の共同研究開発を促進 等

7．地域における人材育成

ジョブカフェ等が教育現場と連携して地域中小企業の人材育成を実施 等

8．まちづくりの推進・商店街の活性化

9．産業クラスター関連施策の推進

10．デュアルライフの推進

．施策の普及啓発・PRの強化

(1) 「ニッポン・サイコー！キャンペーン」の実施 (農水省と共同実施)

キャンペーンロゴの選定

大臣等の両省幹部による現場訪問の実施

大臣等の両省幹部による店頭販売や外食チェーン店訪問の実施

大臣等の両省幹部と小売関係業界団体等との懇談会の実施

製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPR

(2) 関連PRの強化

農商工連携関係

- 「農商工連携88選」の作成

- 大臣等の両省幹部による海外でのトップセールス

- 「企業と地域の共生運動」の実施

企業立地促進法関係

- 同意地域の首長等との「地域経済産業活性化対話」の開催

- 「企業立地フォーラム」の開催

- 企業立地ががんばる先進市町村事例集の作成

中小企業地域資源活用促進法関係

- 「地域中小企業サポーターズサミット」の開催

- 「地域資源活用フォーラム(仮称)」の開催

その他

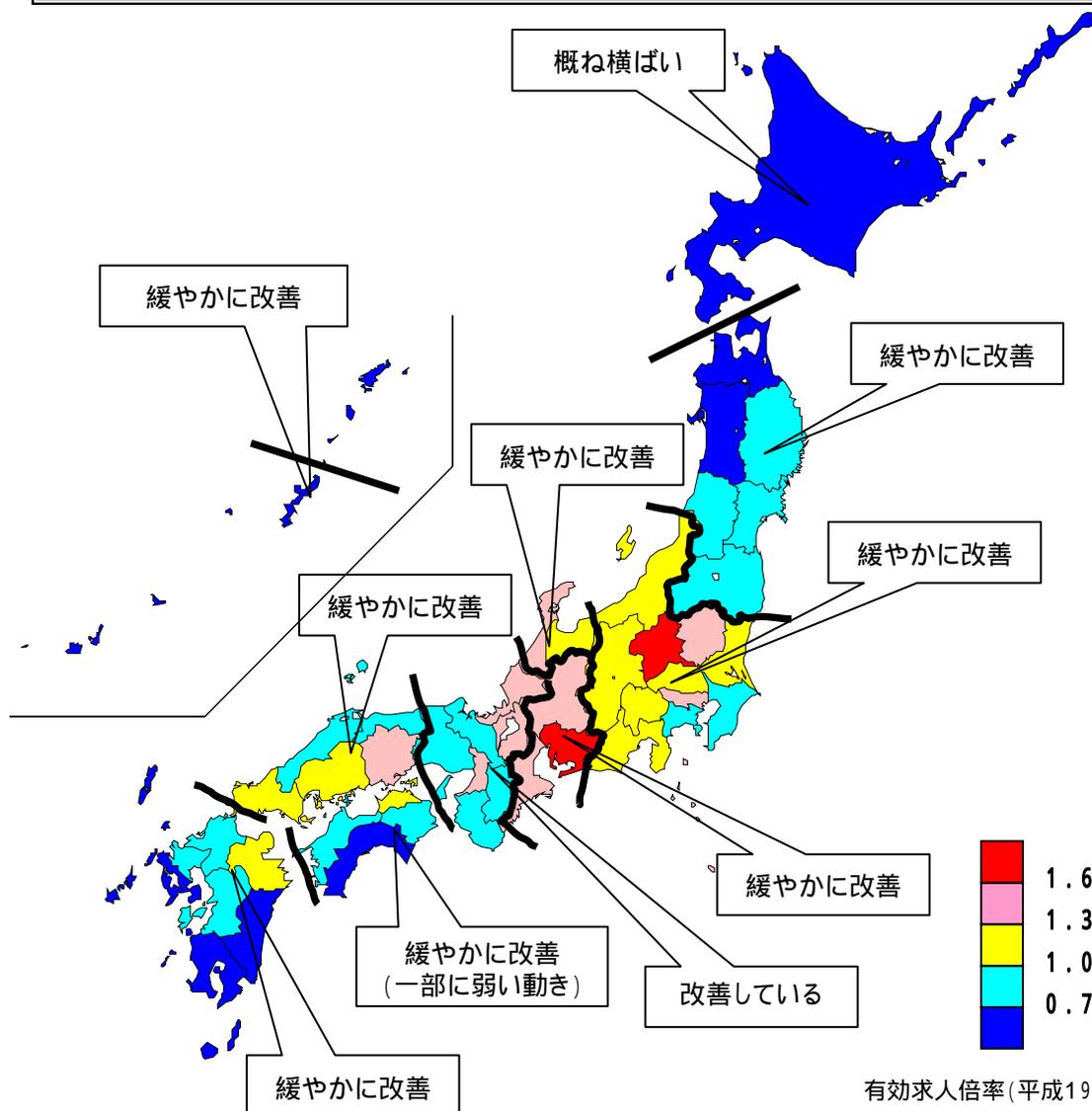
- 近代化産業遺産の保存・PR

- ローカルキャラクター活用による地域産品の活用促進

第21回地域経済産業調査結果の概要

参考資料3

地域の景況は、ばらつきがみられるものの引き続き改善傾向にある。
(全10地域で判断を据え置き)



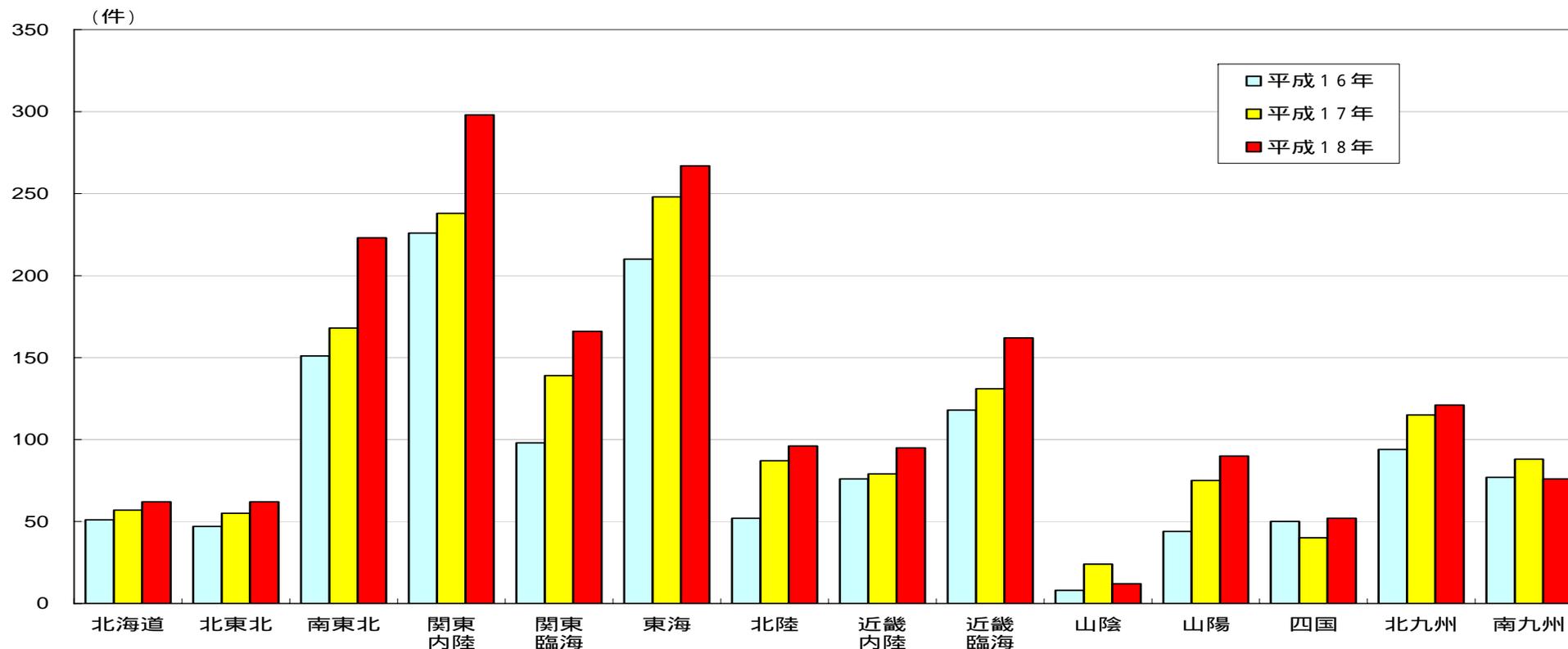
	前回調査 (19年6月)	今回調査 (19年10月)	有効求人 倍率 全国平均 1.07倍
北海道	概ね横ばい	概ね横ばい	0.59
東北	緩やかに改善	緩やかに改善	0.77
関東	緩やかに改善	緩やかに改善	1.20
東海	緩やかに改善	緩やかに改善	1.78
北陸	緩やかに改善	緩やかに改善	1.32
近畿	改善している	改善している	1.13
中国	緩やかに改善	緩やかに改善	1.17
四国	緩やかに改善 (一部に弱い動き)	緩やかに改善 (一部に弱い動き)	0.88
九州	緩やかに改善	緩やかに改善	0.82
沖縄	緩やかに改善	緩やかに改善	0.43

月間有効求人倍率 7月 (季節調整値)
資料 厚生労働省「職業安定業務統計」
(平成19年8月31日公表)により作成

地域別の工場立地動向

地域別に工場立地の動向を見ると、山陰、南九州を除くすべての地域で、前年を上回った。

とくに、関東内陸(前年比 + 60件増)、南東北(同 + 55件)の伸びが目立った。



* 各地域に含まれる都道府県

北海道	北海道	近畿内陸	滋賀県、京都府、奈良県
北東北	青森県、岩手県、秋田県	近畿臨海	大阪府、兵庫県、和歌山県
南東北	宮城県、山形県、福島県、新潟県	山陰	鳥取県、島根県
関東内陸	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県	山陽	岡山県、広島県、山口県
関東臨海	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	北九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
北陸	富山県、石川県、福井県	南九州	熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

企業立地促進法 基本計画作成状況

平成19年12月

参考資料5

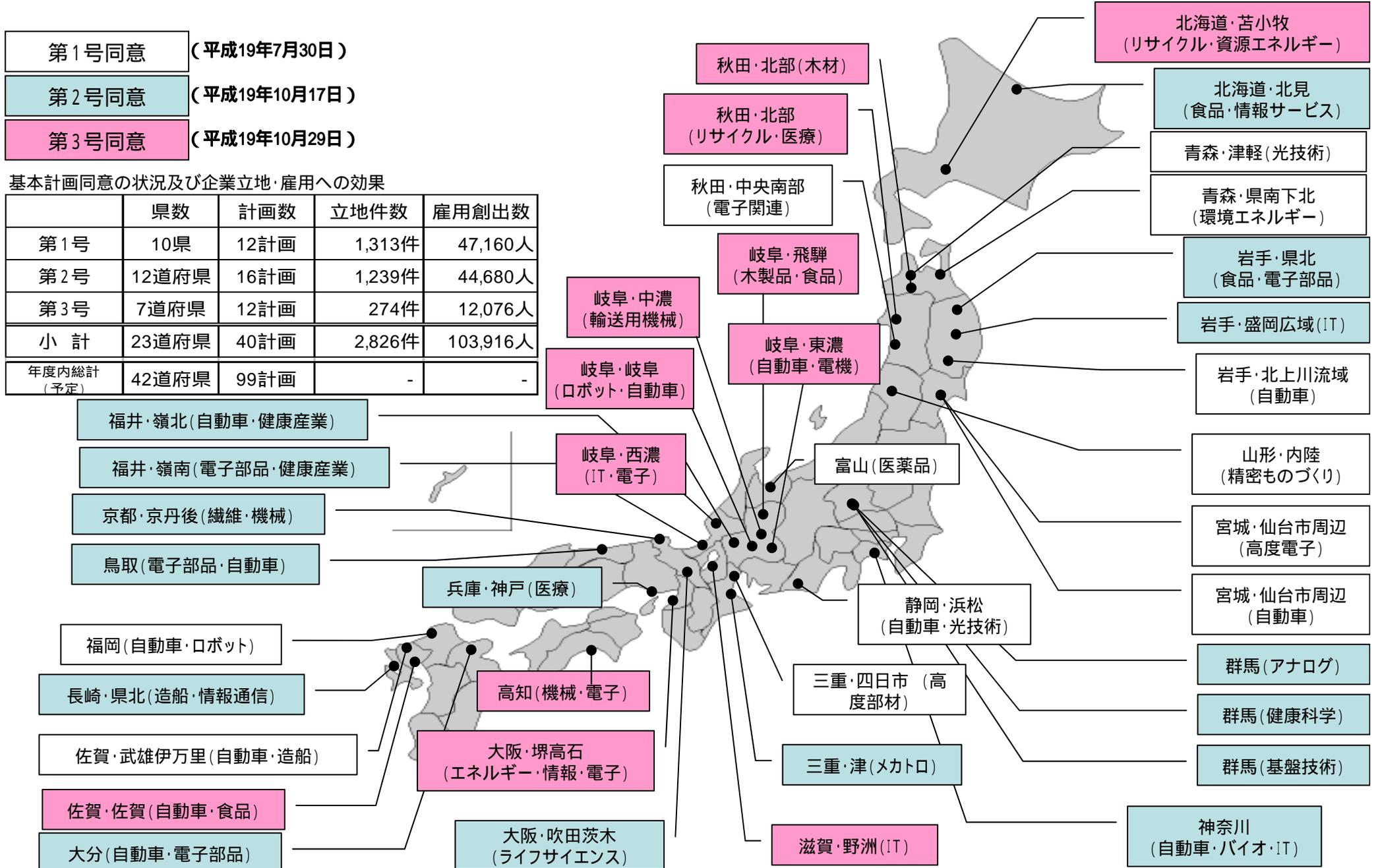
第1号同意 (平成19年7月30日)

第2号同意 (平成19年10月17日)

第3号同意 (平成19年10月29日)

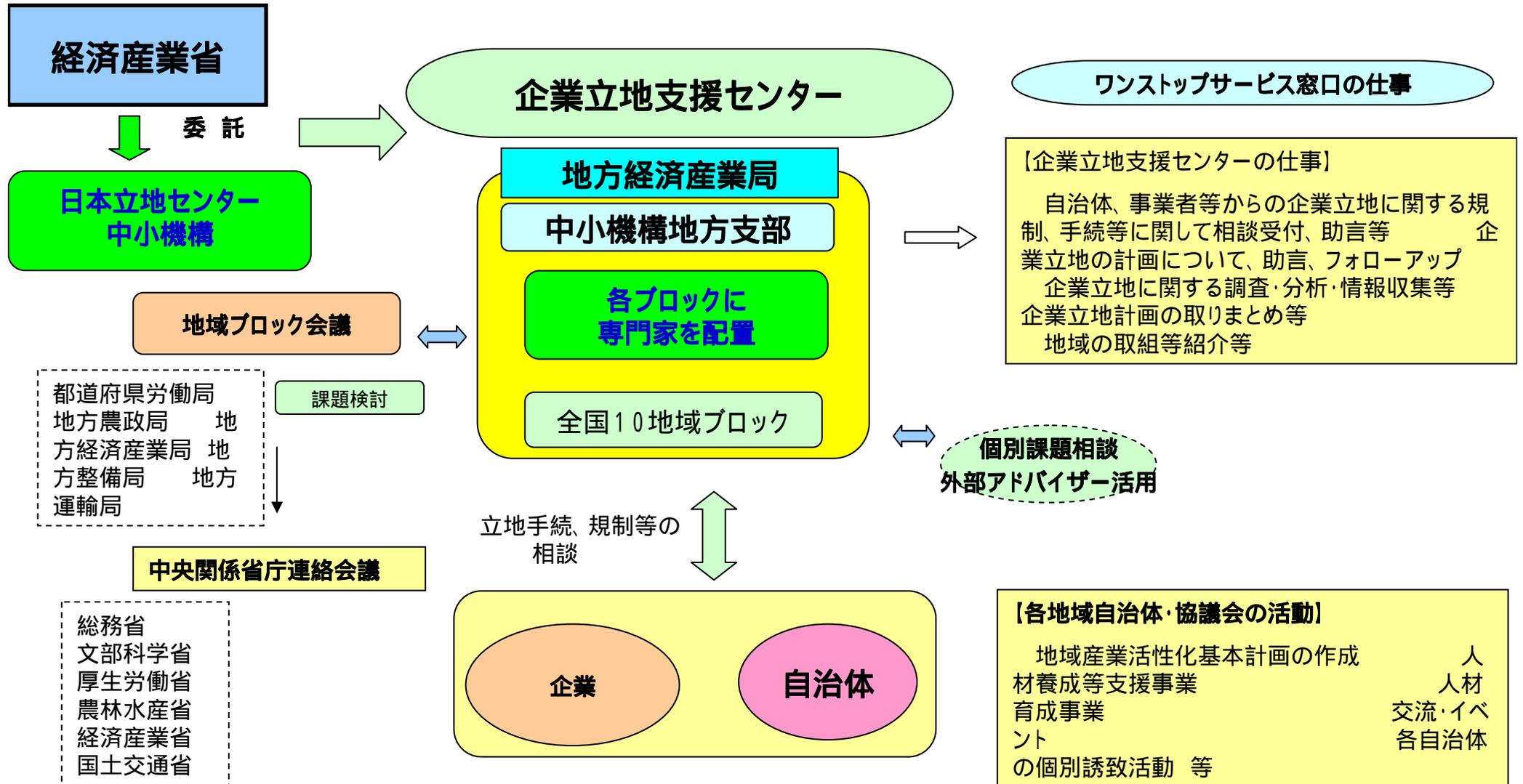
基本計画同意の状況及び企業立地・雇用への効果

	県数	計画数	立地件数	雇用創出数
第1号	10県	12計画	1,313件	47,160人
第2号	12道府県	16計画	1,239件	44,680人
第3号	7道府県	12計画	274件	12,076人
小計	23道府県	40計画	2,826件	103,916人
年度内総計 (予定)	42道府県	99計画	-	-



企業立地支援センターについて

経済産業省では、企業立地情報・手続等に関するワンストップサービスを提供する総合的な企業立地支援窓口として「企業立地支援センター」を全国10地域ブロックに開設。



企業立地満足度調査

参考資料 7

(本年3月実施)

	最高	最低	平均値
総合評価	4.1	2.7	3.6
手続の迅速性	3.9	2.8	3.6
ワンストップ性	3.7	2.9	3.4
インセンティブ	3.7	2.8	3.4
人材斡旋・育成	3.7	2.4	3.1
インフラ整備	3.8	2.5	3.2
立地後のフォローアップ	3.6	2.7	3.2
市町村との連携	3.9	2.7	3.4

工場立地法の制度見直しについて

～ 産構審工場立地法検討小委員会報告書案の概要 ～

1. 検討の背景

公害防止技術の進歩や環境規制法体系の整備により、公害問題には著しい改善がみられる。

工場立地法により、工場の緑地率は法制定当時から大きく改善。一方で、地域の実情に応じた緑地規制の緩和への要望が事業者、地方自治体から寄せられている。

2. 今後の工場立地法の見直しの方向性

生産施設面積規制は必要性が薄れており、公害防止効果を慎重に見極めた上で撤廃することが適当。

緑地規制については、都市アメニティとしての緑の役割を踏まえた規制手法の導入や、面積規制方式から企業による報告・公表方式への転換など、工場緑化をめぐる今日的ニーズを踏まえた抜本的な見直しが求められる。

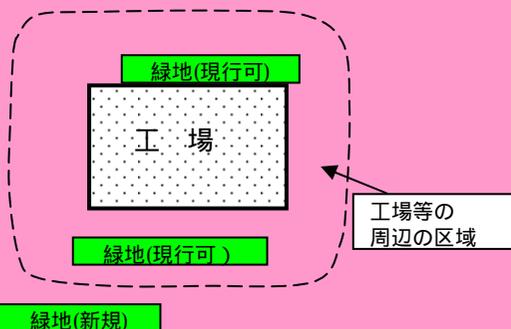
3. 早急に対応すべき当面の措置

寄せられた要望等を踏まえ、当面、以下の措置を講じるべき。

敷地外緑地等の範囲の拡大

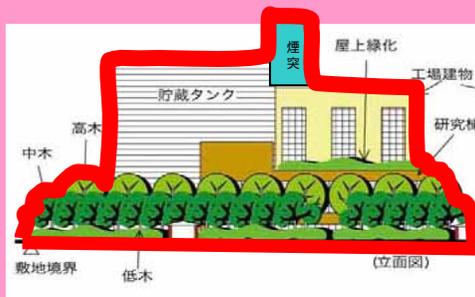
敷地内緑地・環境施設面積率を満たさない工場については、隣接地等「周辺の区域」への緑地等を確保すれば、勧告を行わないことが可能。

本措置に加えて、既存工場については、「周辺の区域」外にある敷地外緑地等も、地方自治体の判断で勧告を行わないことができる仕組みを導入する。



視覚的な緑量による評価の導入

既存工場の増改築に際して、工場周辺の住環境からみて、工場敷地及び周辺部に整備された樹木、生垣等により視覚的に十分な緑量が確保されている場合には、緑地面積率を満たさない場合でも、地方自治体の判断で勧告を行わないことができる仕組みを導入する。



生産施設面積規制の見直し

生産施設面積規制については、業種ごとに、10、15、20、30、40%の5段階に面積率を設定。これまで、平成9年、16年にも同様の見直しを行っているが、直近の改善状況等を反映するため、再度見直しを実施する。

具体的には、各業種の環境負荷物質(SO_x、NO_x、ばいじん等)の排出量低減率の調査を行い、業種ごとの規制面積率を見直す。現在、40%となっている上限の引き上げも検討する。

認定事業計画の例

47都道府県合計で8354の地域資源を特定
 農林水産物 2527 鉱工業品 1983 観光資源 3844



163の具体的な事業計画を認定(平成19年11月16日現在)
 (農林水産物 61 鉱工業品 86 観光資源 16)

びんがた やふそ紅型工房 (沖縄県那覇市)
 カバーが「琉球びんがた」、持ち手が「琉球漆器」、留め具が「琉球ガラス」という日傘の開発を行う。複数の伝統工芸品を組み合わせた商品はめずらしく、大手百貨店バイヤー等から高評価を得ており、富裕層をターゲットにした販路開拓を行う。



㈱福光屋 (石川県金沢市)
 「酒蔵の人は手がキレイ」「芸妓さんは化粧前に日本酒を顔につける」ということをヒントに、コメ発酵の技術を活かして、米から化粧品の開発、ブランド化を行う。



テルメン観光㈱ (北海道上士幌町)
 スギ花粉がないことに着目し、温泉と花粉症患者向けの食材提供を組み合わせ、食・健康・医療を融合させた「スギ花粉トリート(疎開)ツアー」を企画。



ぬかびら 糠平温泉

㈱平戸観光ホテルほか (長崎県平戸市)
 農水産品や教会等の地域資源を活用した観光プログラムを開発し、観光客自身がインターネット上で、宿、食事、体験メニュー等を選択して、旅行を組立てることができるシステム「仮想旅館」を構築。



田平天主堂

ブナコ漆器製造㈱ (青森県弘前市)
 ブナの薄板を何層も重ねる独自の製法により、インテリア照明器具を開発。六本木ヒルズに出店するなどインテリア業界から注目を集めている。今後、オンリー1商品を開発し、全国及び海外への市場拡大を図るために、木型を必要としない個別受注生産システムの構築を行う。



そお 日本有機㈱ (鹿児島県曾於市)
 血糖化指数が低いさつまいもから澱粉を作り、のどこし、透明感と高機能性を有する「さつまいも冷麺」の開発に成功。今後、同じ特徴を有した温麺・焼麺を新たに開発し、「さつまいも麗麺」として通年商品化し、販路拡大を図る。



飛騨産業㈱ (岐阜県高山市)
 飛騨の木製家具の特徴である曲木技術から三次元圧縮加工技術を開発。イタリアの著名なデザイナーと連携し、杉材家具の新ブランド化に成功。今後、団塊の世代の高所得者を主要ターゲットとした販売戦略により、さらなる販路拡大を図る。



馬路村農業協同組合 (高知県馬路村)

全国的な知名度を得た馬路村のゆず加工品の新商品開発として、クエン酸の「疲労回復」効果に着目し、日本で初めてゆずを使ったスポーツドリンクの開発、販売展開を行う。



発売中のゆずジュース



県内総従事者に占める農林水産業・鉱業・建設業従事者の割合



㈱紀州ほそ川 (和歌山県みなべ町)

梅干しの副産物の梅酢から梅エキスを抽出し、鶏に強健性の向上、肉質の改善をもたらす飼料添加剤を開発。県下にて「紀州うめどり・うめたまご」のブランド化が成功。今後、養殖真鯛の飼料原材料としての販路拡大を図るとともに、健康食品の開発、販売を行う。



農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)促進等による地域経済活性化のための取組について(概要)

参考資料10

平成19年11月30日 農林水産省・経済産業省

趣旨

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとり、以下の具体的取組を推進。

具体的取組

地域経済活性化のための「農商工連携」促進等の取組

施策の相互活用の推進、施策の集中的実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発、地域産業におけるイノベーションの推進等を効果的に支援

- ・ 地域産品等に関する販売促進・新商品開発
- ・ 地域産業におけるイノベーションの推進
- ・ 地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進
- ・ 農業関連施策と中小企業関連施策の連携推進
- ・ 地域産品の輸出促進

「まるごと食べようニッポンブランド!」「ニッポン・サイコー!キャンペーン」の共同実施

国産農林水産品の消費拡大を図るため、両省それぞれが所管する業界団体等に対し、働きかけ等を実施し、国民的な運動への展開を促進(11月下旬より既に取組を開始)

- ・ 現場訪問の実施
- ・ 店頭販売の実施
- ・ 小売関係業界団体、生産者団体等との懇談会の実施
- ・ 製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPR

「農商工連携」のためのPR等

両省が相互のネットワーク等を通じ、連携して「農商工連携」のためのPRを実施し、農業・工業・商業の事業者等への普及啓発を実施

- ・ 「立ち上がる農山漁村」の推進
- ・ 「農商工連携88選」の作成
- ・ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開
- ・ 海外でのトップセールス 等

法制度面等での検討

「農商工連携」、バイオ燃料の生産の促進について、必要に応じ、法制度も含めた支援の基本的枠組みについて引き続き検討

1. 趣 旨

少子高齢化の進展、人口の都市部への集中、ライフスタイルの変化等に伴い、地域社会においては、高齢者・障害者の介護・福祉、共働き実現、青少年・生涯教育、まちづくり・まちおこし、環境保護等、様々な社会的課題が顕在化しつつある。従来、こうした社会的課題は、公的セクター（行政）や地域コミュニティによって、対応が図られてきた。しかしながら、地域の抱える課題が増加し、質的にも多様化・困難化していることを踏まえると、それら課題の全てを行政が解決することは、難しい状況にある。

こうした社会的課題を解決する行政以外の担い手としては、従来、ボランティア、NPOといった主体が存在したが、最近では、これらに加え、地域住民とも協力しつつ、積極的に事業性を確保し、ビジネスとして地域の社会的課題を解決しようとする活動が目立っている。この活動は、ビジネスとして継続的に事業活動を行い、活動を通じて生み出された利益を再投資する事業であり、「社会的企業（ソーシャル・ビジネス（SB）」や「コミュニティ・ビジネス（CB）」などと呼ばれている。SBは、単に、地域において顕在化してきた社会的課題を解決する担い手や、行政のスリム化・コスト削減を実現する担い手としての役割を果たすだけでなく、公的セクターと民間営利企業との間で、解決されぬまま放置されていた社会的課題を、ビジネスとして解決するという新たな産業の創出、

地域発の新規産業創出に伴う新たな雇用の創出、
地域の持つ潜在的な能力の引き出し及びそれを通じた地域間成長力格差の是正と地域活性化の実現、

等を担う主体として、その役割が大きく期待される。また、SBは、企業等を退職し豊富な経験やノウハウを有する団塊世代などのシニア人材が活躍する場としても、期待できると考えられる。

このように、SBは、地域活性化の担い手として大きなポテンシャルを有すると言われており、海外においても、例えば英国では、90年代からSBに着目し、政府が様々な支援策を講じてきた結果、約4兆円の市場創出し、約50万人の雇用の場を提供するに至ったと言われている。しかしながら、我が国においては、一部に草分け的なSBが事業活動を行っているものの、社会的な認知度は依然として低く、体系的な支援もされていない状況である。

そのため、本研究会においては、(1)我が国におけるSBの現状を明らかにした上で、(2)今後SBが自立的に発展していく上での課題を抽出し、(3)その解決策を整理していくこととする。

2. 検討スケジュール(案)

第1回 9月25日(火)14時～16時半
本研究会の趣旨説明、SBの定義、国内外におけるSBの活動の実態、支援策の概要

第2回 10月22日(月)16時～18時
SBからの活動と課題紹介、金融機関からのSB支援活動と課題紹介、一般企業のCSR活動取組と課題紹介、SB及び行政への期待

第3回 11月21日(水)16時半～19時
SBからの活動と課題紹介、中間支援機関からの活動と課題紹介、自治体からのSB支援活動と課題紹介

第4回 12月10日(月)16時～18時
海外におけるSBとその支援に関する報告、国内事業者アンケート結果報告、論点整理(案)について

第5回(2月上旬予定) 中間報告(案)について
(パブリック・コメント実施)

第6回(3月下旬予定) 中間報告確定

3. メンバー

学識経験者

谷本寛治(一橋大商学部教授)

土肥将敦(高崎経済大学地域政策学部講師)

SB事業者

駒崎弘樹(NPOフローレンス代表理事)

佐野章二(有限会社ビッグイシュー代表)

鈴木政孝(NPOイーエルダール理事長)

曾根原久司(NPOえがおつなげて代表理事、山梨大学客員准教授)

中間支援機関

永沢 映(NPOコミュニティビジネスサポートセンター代表理事)

井上英之(NPO ETICプロデューサー、慶應義塾大学総合政策学部講師)

金融機関

竹内英二(国民生活金融公庫総合研究所主席研究員)

山口郁子(中央労働金庫総合企画部次長)

産業界

鈴木均(日本電気(株)社会貢献室長)

オブザーバー: 日本商工会議所又は全国商工会連合会、関係省庁、地方自治体

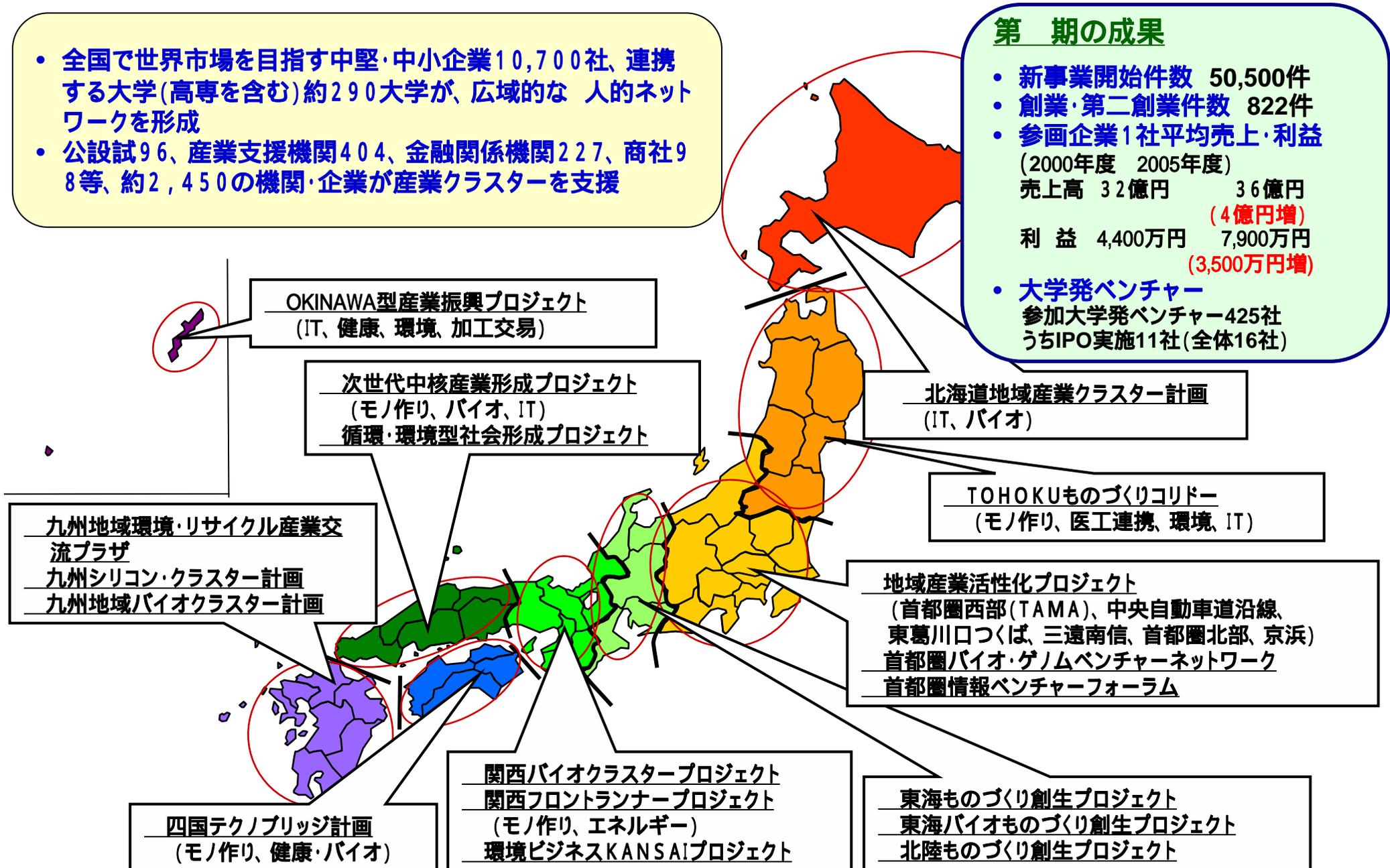
産業クラスター計画(第 期)18プロジェクトの現状

参考資料12

- 全国で世界市場を目指す中堅・中小企業10,700社、連携する大学(高専を含む)約290大学が、広域的な人的ネットワークを形成
- 公設試96、産業支援機関404、金融関係機関227、商社98等、約2,450の機関・企業が産業クラスターを支援

第 期の成果

- 新事業開始件数 50,500件
- 創業・第二創業件数 822件
- 参画企業1社平均売上・利益
(2000年度 2005年度)
売上高 32億円 36億円
(4億円増)
利益 4,400万円 7,900万円
(3,500万円増)
- 大学発ベンチャー
参加大学発ベンチャー425社
うちIPO実施11社(全体16社)

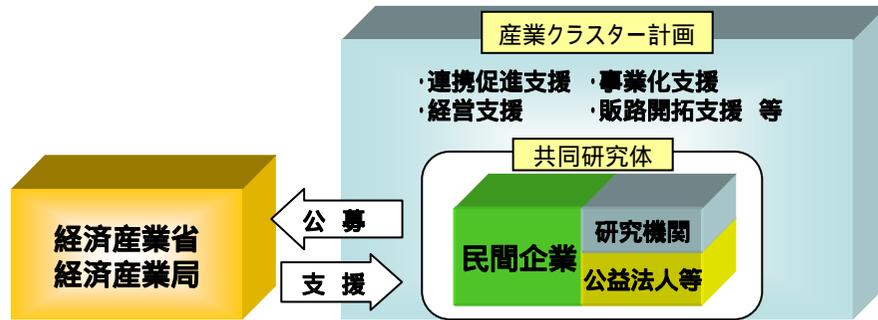


地域技術開発支援事業の実績

事業の概要～地域イノベーションの創出～

地域の技術力を最大限活用し、新事業創出等による地域経済の活性化を図るため、産学官の共同研究体制の下で、地域の中堅・中小企業等からの提案公募(競争的研究資金制度)により研究開発を支援。

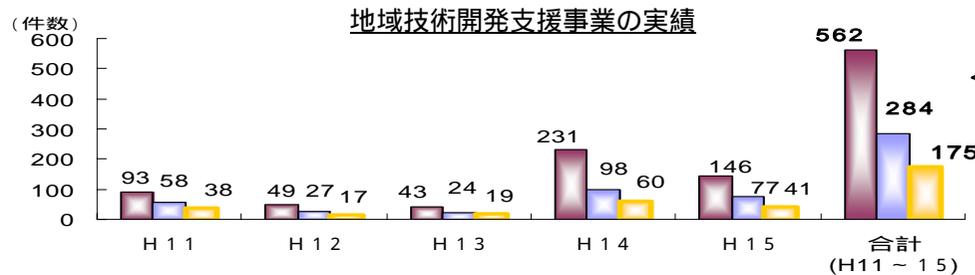
実施図



累積公募件数・参加企業等(H9-H18)

- ・公募件数 約6,500件(競争率 約6.5倍)
- ・実施プロジェクト 約1,000件(総額 約930億円)
- ・参加した企業 約3,200社(うち中小企業75%)
- ・参加した大学 約1,500大学

実績



約1/2が実用化(試作品レベル)
約1/3が事業化(製品化レベル)

□ プロジェクト終了件数 □ 実用化件数(試作品レベル) □ 事業化件数(製品化レベル)

プロジェクト終了後3年以上経過した後の実用化・事業化件数について集計。

成果事例

HVJエンベロープベクターシステムの先端医療用材料化 アンジェスMG株式会社ほか



遺伝子治療薬には、細胞の膜を突破し、細胞の中に遺伝子を運ぶ役目のベクター(運び屋)が必要。遺伝子の導入効率が高く、人体への安全性も高い画期的なベクターを、マウスの肺炎ウイルスの膜を利用して開発。

平成11年に大学発ベンチャーとして設立。研究開発ベンチャーであることから、ヒト、モノ、カネの経営資源が不足。

地域新生コンソーシアムの活用により、資金的負担が軽減。また、企業・大学等の強みを活かした役割分担による最適な研究体制を構築。

大手製薬会社や大手化学メーカーと国内販売権に関して提携。

平成14年9月には大学発のバイオベンチャーとしては初の東京証券取引所マザーズへ上場。

ベンチャー企業から上場企業へ成長

構想 → 研究開発 → 商品化 → 企業の成長

鮭皮を利用したコラーゲン抽出・精製に関する研究開発 井原水産株式会社ほか

従来は廃棄されていた鮭皮からコラーゲンを抽出・精製する研究を、北大や道立食品加工研究センターと共同で実施し、実用化技術を確立。コラーゲンを原料とした化粧品、食品素材、研究試薬などを製造・販売。



数の子生産で培ってきた水産加工技術に応用し、鮭皮からのコラーゲン製造を検討。

地域新生コンソーシアム研究開発事業により、北海道大学等の技術を活用し、鮭皮から、肌にツヤとハリを与えるコラーゲンの抽出・精製技術を確立。特許を所得。

コラーゲンを原料とした化粧品・健康食品等を販売。さらに、人工皮膚などに応用する研究に発展し、日本生物工学会技術賞を受賞。

平成14年小樽市にコラーゲンの製造拠点として、約10億円の設備投資を実施。(新規雇用17名)、事業化収入累計4億円に成長。

化粧品・健康食品生産に業務拡大

構想 → 研究開発 → 商品化 → 企業の成長

地域イノベーション協創プログラム

(20年度新規要求)

参考資料 1 4

目的

地域における景気回復のばらつきを解消し、裾野の広い持続的な経済成長を可能とするため、企業と大学等との産学官連携による共同研究開発を促進することによって地域発のイノベーションを次々と創出し、地域経済の活性化を図る。

ポイント

- 地域の研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用や企業等への利用開放の促進
- 企業が抱える技術課題の相談や適切な研究機関への紹介等のワンストップサービスの提供
- 大学の潜在力を最大限に引き出すため、大学やTLOにおける産学連携体制の強化
- 産学官の共同研究の支援による新産業・新事業の創出

事業内容

イノベーション創出基盤形成事業

～ イノベーションのタネを「生み出し」、「育て」、「活用する」ための基盤の整備 ～

地域イノベーション創出共同体形成事業

研究機関同士の相互連携、企業への技術相談

創造的産学連携体制整備事業

TLO等への専門人材の配置等による産学連携体制の強化

イノベーション創出研究開発事業

～ 産学連携でタネを「生み出し」ビジネスモデルに「育てる」 ～

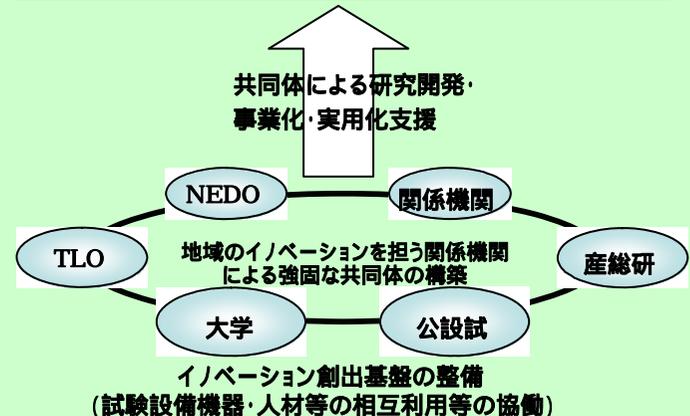
地域イノベーション創出研究開発事業

地方局を中心とした産学官連携研究開発

大学発事業創出実用化研究開発事業

NEDOを中心とした産学連携研究開発

地域の総力を結集したイノベーションの創出



近代化産業遺産取りまとめストーリー 代表例

参考資料 1 5

鉄鋼の国産化に向けた近代製鉄業発展の歩みを物語る 近代化産業遺産群

日本の近代製鉄業は洋式高炉による銑鉄生産が釜石から始まり、明治後期に九州の官営八幡製鉄所において製鉄事業が確立し、日本の基幹産業へと成長していった。その過程を示す近代化産業遺産を結ぶストーリー。



【橋野高炉跡】
(岩手県釜石市)



【八幡製鉄所東田第一高炉】
(福岡県北九州市)

「上州から信州そして全国へ」近代製糸業発展の歩みを物語る富岡製糸場などの近代化産業遺産群

開国後、生糸を外貨獲得の為の貴重な輸出品とすべく、その安定生産を目指した我が国製糸業近代化の動きがあった。かかる近代化の動きは、富岡製糸場から始まり、まず信州へ、その後、全国へと広がりを見せた。その過程を示す近代化産業遺産を結ぶストーリー。



【富岡製糸場】
(群馬県富岡市)



【旧山一製糸】
(長野県須坂市)

「東洋のマンチェスター」大阪と西日本各地における綿産業発展の歩みを物語る近代化産業遺産群

開国後、民間により大阪紡績会社が設立され、蒸気機関の導入等の技術革新や新しい経営手法の導入により成功を収め、その後、西日本各地に近代的紡績工場が立地していった。中でも大阪は港湾開発と結びつき「東洋のマンチェスター」と呼ばれる紡績業の一大中心地となった。その過程を示す近代化産業遺産を結ぶストーリー。



【綿業会館】
(大阪府大阪市)



【倉敷アイビスクエア】
(岡山県倉敷市)



【熊本学園大学産業資料館】
(熊本県熊本市)

産炭地域の特性に応じた近代技術の導入など九州・山口の石炭産業発展の歩みを物語る近代化産業遺産群

九州北部・山口県の炭鉱は開国以来、船の燃料、製鉄の燃料、更には輸出品としての需要の拡大に対応しながら発展を遂げた。また、高島 三池 筑豊へと人の移動と共に新技術が伝えられ、相互に影響を及ぼし合いながら近代産業のエネルギー供給源としての役割を担った。その過程を示す近代化産業遺産を結ぶストーリー。



【端島(軍艦島)】
(長崎県長崎市)



【三池炭鉱(宮原坑跡)】
(福岡県大牟田市)



【旧三井田川鉱業所竪坑櫓】
(福岡県田川市)

近代化産業遺産認定プレートについて

- 近代化産業遺産認定プレート -

経済産業省では、近代化産業遺産の保存・活用を一層進める観点から、33の近代化産業遺産群を構成する個々の近代化産業遺産を、地域活性化に役立つ資産として認定し、その所有者等に対し認定証及びプレートを授与している。



地域活性化に役立つ近代化産業遺産認定プレート

～ ロゴマークのデザインが伝えていること ～



ロゴマークは、基本的には、近代化産業遺産を象徴する「歯車」と「工場等の建造物」をモチーフにデザイン化したものであるが、「歯車」部分は、さらに、我が国の近代化に取り組んだ人々の熱い思いを「太陽」に似せて表現し、そこから延びる数本の線は、その熱い思いが、次第に近代化の「大きな流れ」に発展していく様を現している。

また、海外の方にも、これまで以上に、近代化産業遺産の価値を理解していただく観点から、近代化産業遺産の英語表記であるHeritage of Industrial Modernization もデザイン中に取り入れている。

近代化産業遺産群の英語表記について

「近代化産業遺産群」の英語表記については、

「Heritage Constellations of Industrial Modernization」

を採用し、「群」に当たる部分に「Constellations = 星座」を使用している。

これは、直接的には、ストーリーによって「群」にまとめられる近代化産業遺産の場所を地図上にプロットすると、あたかも「星座」のように見えることから来るものであるが、加えて、一見特段の意味なく並んでいる星々に、古代の人々が人や動物、物などの様々な姿を見出したように、個々の近代化産業遺産がストーリーなどを通じて連携することにより、地域活性化に向けた新たな価値を生み出していくことへの願いを込めたものでもある。